可視化の現在 取調べ「可視化」の「現在」

可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第3回

取調べの可視化実現大阪本部

1 はじめに

前回(9月号)までの連載では、捜査段階での取調 べ録画に記録された被疑者供述について、これが実 質証拠として用いられる可能性があることが確認され た。そこで、今回は、そのことを前提とした弁護活動 について、さらに検討を加えてみたい。

なお、以下の検討は、現段階でのひとつの試案で あり、今後の実務展開や、裁判例の集積を受けて、さ らに検討を深める必要があることを付記しておく。

2 取調べの可視化がもたらす変化

取調べ可視化がなされることでもたらされる最大の 変化は何か?それは、一言で言えば、

「供述するか否か、また、何を供述するかの 主導権が、被疑者側に移り得る」

ということである。

非可視化状況での取調べ(すなわち、従前の密室 での取調べ) においては、取調官による不当な利益誘 導や誤導、また場合によっては暴行や脅迫を用いた自 白強要等により、被疑者は供述を強要されるケースが あった。また、供述「調書」の内容は、取調官が主 導して作成されていた (所謂「作文調書」)。 このよう な取調べにおいて、被疑者が自己の言い分を供述す るか否か、また供述するとして、どのような内容を調 書に残すかについて、イニシアティブを持つことは稀 であった。

しかし、取調べの可視化がなされた取調べにおいて は、上記の如き取調官による違法・不当な取調べは行

い得ない。被疑者の供述状況や内容が、逐一記録化さ れ、事後的に検証可能となる取調べにおいて、暴行・ 脅迫は勿論のこと、被疑者の言い分と異なる調書が作 成されれば、直ちにその調書に任意性・信用性がない ことが、録画媒体という証拠によって裏付けられる。そ の意味で、被疑者に対する供述の強要という事象は相 当減少する。また、言い分と異なる作文調書が作成さ れる危険性もまた同様である。その意味において、被 疑者が黙秘権を行使することは容易になるといえよう。

そうだとすれば、いわゆる「供述弱者」(知的障が い者、少年、外国人等)を除いて、供述するか否か、 また供述するとしても何を供述するかは、捜査機関で はなく、被疑者が選択することが可能となる。

以上のように、可視化された取調べにおいては、供 述に関するイニシアティブが、被疑者に移り得る反面、 取調べの状況が全て記録化される結果、次のような変 化がもたらされる。

まず、被疑者の弁解内容が初期供述からすべて記 録される結果、例えば供述の変遷や、不合理な弁解も、 全てそのまま記録化されることとなる。これまでは、 取調室で被疑者が如何に話そうとも、それが調書化さ れなければ、一部捜査官が作成する報告書(稀に取 調官の証言)を除いて、それが証拠とされることはな かった。しかし、可視化された取調べにおいては、捜 査機関の意図に関わらず、被疑者供述の変遷や不合 理な弁解であっても、全てが資料化される。

また、可視化された取調べにおいては、被疑者の 供述内容だけでなく、供述態度も全て記録される。そ の結果、例えば、供述する態度の真摯さや、不誠実 さなどの「印象」が、事実認定者にそのまま伝わる。 特に、事件直後や身体拘束直後、被疑者が興奮したり、 動揺したりした様子でさえ、そのまま記録されること は意識されるべきである。

3 取調べの変化に応じた 弁護人アドバイス

(1) 供述を行うことのメリット・デメリット

以上のような被疑者の取調べにまつわる「変化」 が、録画された被疑者供述の実質証拠としての扱 いを伴ったとき、捜査段階における弁護活動(特に、 取調べに対する被疑者へのアドバイス)も、それに 応じて変化すべきか。答えは YES である。被疑者 に供述に関するイニシアティブが与えられることや、 全ての弁解内容や、供述の様子などが記録される ことは、これまで以上に取調べに対する被疑者の対 応が重要な意味を持つことになる。そしてまた、弁 護人の被疑者に対するアドバイスの適切さが、弁護 活動の帰趨を決することにもなり得る。たとえば、 これまでのように「署名押印拒否」という戦略は、 ただそれだけではこれまでのような効果は望めない (署名押印を拒否しても、供述を行っていれば、そ れが証拠化される)。事件の筋や被疑者の性質など を見極めながら、時宜に応じた適切なアドバイスが 何よりも重要となる。

では、どのようなアドバイスが有効であろうか。 それを考えるに当たっては、まず、供述すること (それはすなわち証拠化されることが前提となる) のメリットとデメリットを勘案する必要がある。

たとえば、供述するメリットとしては、もし当該 供述が客観状況と一致し、一貫していれば、事実 認定者に信用されやすいということが掲げられる。 また、そのような一貫した信用しうる供述は、捜査 機関をして、不起訴判断へ導きやすいという点も、 供述するメリットとして掲げられよう。

一方、デメリットとしては、不利益供述を行えば 取り返しが付かなくなることや、供述が客観証拠と 矛盾したり、変遷が生じていたりする場合に、信用 性が失われることなどが掲げられる(捜査段階で言 っていたが、調書にはしてくれなかったという言い

分は、可視化された取調べではあり得ない)。また、 場合によっては、供述をすることで捜査機関により 「弁解つぶし」のような捜査が行われることも、デ メリットとして掲げられよう。情報提供の意味を十 分に検討しなければならない。

無論、これらのメリット、デメリットは一律では なく事件により異なる。事実関係や被疑者の記憶の 確実さ、事件そのものの証拠構造(直接証拠型か、 状況証拠型か)、争点は何か、また捜査状況や捜査 の段階に応じても変わってくる。その時々の状況に 応じて、上記メリット、デメリットを考えなければ ならない。

(2) 適切なアドバイスとは

理想を言えば、被疑者供述が当初から詳細で一 貫しており、かつ、客観的事実と整合していること が望ましい。しかし、捜査段階において、客観的事 実と整合するような供述を、詳細に行うことは、ど のような被疑者であっても難しい。逮捕直後で困惑 し、混乱している被疑者が、過去の出来事を正確 に記憶どおりに供述できることは稀である。また弁 護人においても、事件の実相を被疑者から十分に 聞き取らなければ、適切なアドバイスは困難である が、捜査の初期段階でこれを十分に行うことは同様 に難しい。特に、いったん供述した内容と、後の供 述の内容とで変遷が生じてしまうと、被疑者供述の 信用性は相当程度減殺される。

とすれば、一部自白事件等の例外を除いて、捜 査の初期段階における弁護人のアドバイスとしては、 事案の状況や被疑者の記憶の確定作業が十分に行 えるまでは、取調べに対して黙秘するという態度が 基本となり得よう。その上で、どの段階で黙秘を解 除して供述するかを、弁護人が前述のメリット、デ メリットを勘案しながら、的確に被疑者にアドバイ スすることとなる。

もっとも、初回接見前に既に取調べの録画がなさ れている場合も想起される。そのことも踏まえた上 で、次回では、個別の事件類型や状況ごとに、ア ドバイスの内容をさらに検討したい。